

合併協定書(案)

平成14年 月 日

新 居 浜 市
宇摩郡別子山村

合 併 協 定 書

1 合併の方式

宇摩郡別子山村を廃止し、その区域を新居浜市に編入するものとする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成15年4月1日とする。

3 財産及び公の施設の取扱い

別子山村の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。

4 地域審議会の設置の取扱い

- (1) 別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定による地域審議会を置く。
- (2) 地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

5 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱い

- (1) 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するものとする。
- (2) 両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。

6 農業委員会の委員の任期等に関する取扱い

- (1) 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。
- (2) 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち2名は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。この場合において、2名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

7 地方税の取扱い

地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。

8 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 別子山村の一般職の職員は、すべて新居浜市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 別子山村の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、新居浜市の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとする。

9 特別職の職員の身分の取扱い

別子山村の常勤の特別職の職員（村長、助役及び教育長）の取扱いについては、両市村の長が別に協議して定めるものとする。

10 条例、規則等の取扱い

新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、

- (1) 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

1 1 組織及び機構の取扱い

- (1) 現在の別子山村役場は、当面、支所として存続させるものとする。
- (2) 支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。
- (3) 別子山村に置かれている附属機関等は、原則として新居浜市に統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。

1 2 一部事務組合等の取扱い

別子山村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

1 3 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として当面、現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。
- (2) 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
- (3) 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。

1 4 公共的団体（補助団体を含む。）等の取扱い

各種公共的団体（補助団体を含む。）等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。

- (1) 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

1 5 事業費補助金等の取扱い

事業費補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ調整を図るもの

とする。

- (1) 両市村で同一又は同種の制度については、原則として新居浜市の補助制度に統一するものとする。
- (2) 両市村独自の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面、現行どおりとする。
- (3) 整理統合できる補助制度については、廃止するものとする。

1 6 町・字の区域及び名称の取扱い

- (1) 町・字の区域については、従前のとおりとする。
- (2) 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。

1 7 国民健康保険事業の取扱い

別子山村の国民健康保険事業については、原則として新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、国民健康保険料については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一の賦課とする。

1 8 消防業務の取扱い

- (1) 別子山村区域内の消防業務のうち災害対応については、合併時までには宇摩地区広域市町村圏組合と事務の委託について協議を行うものとする。
- (2) 消防水利施設及び消防通信施設等については、当面、現行どおりとする。ただし、防火水槽、消防緊急通信指令施設、無線中継局等通信施設及び消防団詰所の整備については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

1 9 消防団の取扱い

- (1) 合併時に新居浜市に統合するものとする。
- (2) 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- (3) 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。

2 0 慣行の取扱い

(1) 市章

新居浜市の市章を用いるものとする。

(2) 名誉市民制度等

名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一するものとする。

(3) 市民憲章等

新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。

(4) 市の歌

新居浜市の歌を用いるものとする。

(5) 市花・市樹

新居浜市の市花及び市樹を用いるものとする。

2 1 電気供給事業の取扱い

別子山村森林組合が行っている電気供給事業については、住民生活基盤の確保のため、電気の安定供給体制の確立に努めるものとする。

2 2 各種事務事業の取扱い

2 2 - 1 地籍調査事業の取扱い

別子山村の地籍調査事業については、新居浜市が引き続き実施するものとする。

2 2 - 2 振興対策褒賞事業の取扱い

別子山村の振興対策褒賞事業については、合併時に廃止し、婚姻及び出生時の記念品贈呈事業については、新居浜市の制度を適用するものとする。

2 2 - 3 防災事業の取扱い

防災事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、防災行政無線の運用については、当面、現行どおりとし、設備の統一など効率的な運用が図られるよう調整するものとする。

2 2 - 4 電算システム事業の取扱い

電算システム事業については、新居浜市の電算システムに早期に統一を図るよう調整するものとする。

2 2 - 5 広報広聴事業の取扱い

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

2 2 - 6 コミュニティ事業の取扱い

コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以後3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。

2 2 - 7 収納代理金融機関の取扱い

収納代理金融機関については、別子山村の金融機関事情に配慮し、合併時に新居浜市が郵便局を収納代理郵便官署として指定するものとする。

2 2 - 8 公営住宅等事業の取扱い

- (1) 別子山村の公営住宅事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の公営住宅の家賃については、当面、現行どおりとする。
- (2) 別子山村の活性化推進住宅事業については、当面、現行どおり引き継ぐものとする。

2 2 - 9 社会福祉事業の取扱い

別子山村福祉センターについては、合併時に新居浜市総合福祉センターの分館とする。

2 2 - 1 0 障害者福祉事業の取扱い

障害者福祉事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

2 2 - 1 1 高齢者福祉事業の取扱い

- (1) 別子山村の高齢者年金については、合併以後4年間、毎年度、均等に減額し、5年目に廃止するものとする。
- (2) 別子山村の敬老事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- (3) 別子山村の老人クラブ補助制度については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- (4) 別子山村の生き生きデイサービス事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の利用料は合併後5年目に新居浜市の利用料に統一するよう、毎年度、均等に増額する。

2 2 - 1 2 児童福祉事業の取扱い

別子山村の保育所については、地域性を考慮し新居浜市のへき地保育所として引き継ぐものとし、保育料については、当面、月額4,000円とする。

2 2 - 1 3 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

2 2 - 1 4 保健事業の取扱い

- (1) 保健事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。
- (2) 別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。

2 2 - 1 5 窓口業務の取扱い

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。

2 2 - 1 6 環境衛生事業の取扱い

- (1) ごみ処理及びごみ収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一す

るものとする。ただし、別子山村のごみ収集の集積場所については、合併時まで
に調整するものとする。

(2) し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一す
るものとする。

(3) 別子山村の火葬場については、現行どおりとし、新居浜市に引き継ぐものとす
る。

(4) 別子山村の葬祭具使用事業については、当面、現行どおりとし、併せて新居浜
市の公営葬儀事業を適用できるよう合併時まで調整を図るものとする。

(5) 交通災害共済事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

2 2 - 1 7 産業振興事業の取扱い

別子山村の産業振興事業については、引き続き事業の推進に努め、別子山村の地場
産業の振興及び就労支援を図るものとする。ただし、別子山村森林公園「ゆらぎの
森」及び別子山村筏津地区の別子観光センター等の施設の管理運営については、見直
しを図るものとする。

2 2 - 1 8 農林水産事業の取扱い

(1) 別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとす
る。

(2) 土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。た
だし、別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。

2 2 - 1 9 建設事業の取扱い

(1) 建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業につい
ては、引き続き実施するものとする。

(2) 村道については、現行のとおり新居浜市に引き継ぐものとする。

(3) 住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

2 2 - 2 0 学校教育事業の取扱い

(1) 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、

教育環境の充実を図るものとする。

- (2) 別子山村の奨学資金貸付基金については、新居浜市の奨学資金貸付基金に統合し、別子山村の奨学資金制度については、新居浜市の奨学資金制度に統一するものとする。ただし、合併前に別子山村の奨学金の貸付けの決定を受けている者の貸付け及び返還については、従前の例によるものとする。
- (3) 別子山村の福祉奨学給付金制度については、合併以後 5 年間存続し、以降廃止するものとする。
- (4) 学校給食については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

2 2 - 2 1 社会教育事業の取扱い

- (1) 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないように、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。
- (2) 公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

2 2 - 2 2 水道事業の取扱い

- (1) 別子山村の水道事業については、当面、現行どおりとする。ただし、合併後、施設の状況によっては簡易水道事業等への取組を検討する。
- (2) 別子山村の水道料金については、当面、現行どおりとし、事業の見直しに応じて調整を図るものとする。
- (3) 別子山村の水道料金の徴収については、当面、現行どおりとする。ただし、利用者の利便性を図るよう調整に努めるものとする。

2 3 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるところによるものとする。

別 紙

新居浜市及び宇摩郡別子山村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議
(目的)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、区域を新居浜市に編入する前の宇摩郡別子山村(以下「設置区域」という。)を対象とする地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この地域審議会は、新居浜市別子山地域審議会(以下「審議会」という。)と称する。

(所掌事項)

第3条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 設置区域に係る新市建設計画(以下「建設計画」という。)の変更及び執行状況並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。
- (2) 設置区域に係る建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選任された者

3 前項第3号の委員の人数は、3人以内とする。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮った上で公開しないことができる。

(審議会の意見聴取等)

第 8 条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(設置期間)

第 9 条 審議会の設置期間は、平成 1 5 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までとする。

(庶務)

第 1 0 条 審議会の庶務は、新居浜市別子山支所において処理する。

(補則)

第 1 1 条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この協議は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

調 印 書

新居浜市と別子山村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく新居浜市・別子山村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成14年 月 日

新居浜市長

別子山村長

立 会 人

愛 媛 県

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員